

浜長保険センター安全だより

令和 2 年 11 月 25 日

浜長保険センター 第 48 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



北風に枯れが葉舞い、寒さが身に染みる季節になりました。今年はインフルエンザだけでなく、終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染も心配であります。今一度、気を引き締めてマスク、手洗い、うがいの励行、三密回避などを徹底し、日々を乗り越えて過ごしましょう。



自転車は、運転免許を必要としませんが、車両の仲間であり、当然、道路交通法が適用され、違反すれば罰則が適用されます。先月に引き続き、自転車の交通ルールについて説明します。



1 問 道路交通法に定められている自転車とは、どんな内容か？

答 「自転車」とは、ペダル等によって人力で運転する二輪以上の車を指します。

したがって、一輪車は、ペダルを用い人力で走行しますが、一輪であるため、自転車には該当しません。

また、上記の定義に合うものであっても、次の車は、自転車には該当しません。

・身体障害者用の車いす ・歩行補助車(シルバーカーなど) ・小児用の車

また、自転車を押して歩いている者は、歩行者として扱われます。

構造や大きさ等が一定の基準内にある自転車のことを、「普通自転車」といいます。

2 問 普通自転車とは、どんな内容か？

答 自転車のうち、その大きさと構造が次の条件を満たしたもののことをいいます。

大きさの条件 ①長さ 190cm 以下 ②幅 60cm 以下

構造の条件 ①四輪以下であること。②側車が付いていないこと。

③乗車装置(サドル、座席)が1つのみであること。ただし幼児用座席は付いていても構わない。

④制動装置(ブレーキレバー)が走行中容易に操作できる位置にあること。

⑤歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

長さが1.9m以下、幅が0.6m以下の
普通自転車



3 問 電動自転車は普通自転車と理解してよいか？

答 特別の構造でない限り、電動の自転車は大半が普通自転車の仲間になります。



4 自転車に係る主な交通ルール

自転車に関するルールは、主に道路交通法上「普通自転車」と呼ばれる自転車について記載しています。

5 道路を通行する上での主な交通ルール

- | | | | |
|-----------------|----------------|---------------------|---------------|
| (1) 信号機に従う義務 | (2) 並進の禁止 | (3) 道路外に出る場合の方法 | (4) 自転車の横断の方法 |
| (5) 進路変更の禁止 | (6) 踏切の通過 | (7) 左折又は右折の方法 | (8) 交差点の通行方法 |
| (9) 徐行すべき場所 | (10) 一時停止すべき場所 | (11) 夜間のライトの点灯 | (12) 警音器の使用 |
| (13) 2人乗りの禁止 | (14) ブレーキの備付け | (15) 児童・幼児のヘルメットの着用 | |
| (16) 酒気帯び運転等の禁止 | (17) 片手運転の禁止 | (18) 交通事故の場合の措置 | |

裏面に続く

主な禁止事項について、簡単に説明します。

(1) 踏切の通過

踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、安全を確認しなければいけません。



(3) 左折又は右折の方法

左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければいけません。また、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければいけません(いわゆる二段階右折をしなければいけません。)

(4) 交差点の通行方法

交差点を通行する場合において、付近に**自転車横断帯**があるときは、その自転車横断帯を通行しなければいけません。また、信号機がない交差点等において、狭い道路から広い道路等に出るときは、交差道路等を通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければいけません。さらに、交差点内を通行するときは、状況に応じて他の車や歩行者に注意して、できる限り安全な速度と方法で進行しなければいけません。

(5) 徐行すべき場所

道路標識等がある場合のほか、左右の見通しがきかない交差点等を通行しようとするときは、徐行しなければいけません。



(6) 一時停止すべき場所

道路標識等により一時停止すべきとされているときは、一時停止しなければいけません。

(7) 夜間のライトの点灯

夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照灯を付けなければなりません。(兵庫県道路交通法施行細則第6条第1項第1号+)

(8) 警音器の性能

有効な性能の警音器を備えない自転車を運転してはいけません。
(兵庫県道路交通法施行細則第9条第1項第9号)



(9) 2人乗りの禁止

自転車は原則として2人乗りをしてはいけません。ただし、次の場合は幼児を乗車させることができます。

(6歳未満の幼児を小学校入学(就学始期)までと変更 (改正 2020.6))

ア 16歳以上の運転者が小学校入学までの子ども一人を幼児用座席に乗車されている場合

イ 16歳以上の運転者が4歳未満の幼児一人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合

ウ 16歳以上の運転者が小学校入学までの子ども二人同乗基準適合自転車の幼児用座席に乗車されている場合



(10) ブレーキの備付け

前輪及び後輪にブレーキを備え付けてない自転車を運転してはいけません。

(11) 児童・幼児のヘルメットの着用

児童・幼児を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときはヘルメットをかぶらせるように努めなければいけません。

(12) 片手運転等の禁止

携帯電話、スマートフォンを操作しながら、傘を差しながらの運転はしてはいけません。また、イヤホンを使用して音楽を聴くなど安全な運転に必要な交通に関する音が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。(兵庫県道路交通法施行細則第9条1項第10号、第11号、第12号)。



(13) 交通事故の場合の措置

交通事故があったときは、直ちに負傷者を救護して、危険を防止する等必要な措置を講じなければいけません。また、警察に事故の内容を連絡しなくてはなりません。

